

兵庫県公報

令和5年5月16日 火曜日 第413号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

- | | |
|--|---|
| ○ 平成25年兵庫県告示第313号の2（重要調整池の設置に関する技術的基準）の一部改正（河川整備課） | 1 |
| ○ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定（住宅政策課） | 1 |

告 示

兵庫県告示第551号

平成25年兵庫県告示第313号の2（重要調整池の設置に関する技術的基準）の一部を次のように改正する。

令和5年5月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

2の(10)アを次のように改正する。

ア 土地造成中の単位面積当たりの土砂流出量は、開発行為の主たる面積が森林である場合は、 $400\text{m}^3/\text{ha}/\text{年}$ 、それ以外にあっては $150\text{m}^3/\text{ha}/\text{年}$ とし、非造成区域については、 $1.5\text{m}^3/\text{ha}/\text{年}$ を標準とする。

また、土地造成完了後は、造成区域・非造成区域を問わず、 $1.5\text{m}^3/\text{ha}/\text{年}$ を標準とする。

計画年数は、造成施行年数ならびに維持管理の方法により決定する。ただし、造成完了後は、人家、その他公共的施設の近くでは5年、それ以外にあっては、3年を下回ってはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は令和5年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 前項に定める日前において、開発行為を行うにつき法令上の許可若しくは認可を必要とする者が当該許可若しくは認可を求める申請を行った場合又は総合治水条例第11条第1項の届出がなされた場合における当該申請に係る開発行為については、なお従前の例による。



兵庫県告示第552号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条の規定により、支援法人を次のとおり指定した。

令和5年5月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

住宅確保要配慮者居住支援法人

名称	住所	事務所の所在地	指定年月日
株式会社Happy	神戸市長田区二葉町1丁目1—8	神戸市長田区二葉町1丁目1—8	令和5年4月28日